

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人国際人流振興協会と称する。英文では International Person Exchange Support Association と表記し、略称は IPESA と表記する。

### (目 的)

第2条 この法人は、グローバル社会の構築・国内外の人的交流のための環境整備、新たな事業を通じて国内外における人物交流の促進とグローバル人材の育成に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 国内外の人物交流促進に関する調査研究事業
2. 国内外の人物交流支援に関する機関・団体との連携
3. 国内外の人物交流に関する情報の収集と発信
4. グローバル人材・産業人材の育成支援に関する事業
5. 在留外国人の教育環境整備・生活環境整備に関する事業
6. 文化交流事業
7. その他目的を達成するために必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

### (公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

### (機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

### (会員区分)

第7条 当法人の会員は、次の2種とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人

- 2 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体または個人
- ② 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### （入 会）

第8条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入会した者とする。

- ② 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

#### （経費の負担）

第9条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、個人会員、団体会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規定により、会費を納めなければならない。

#### （会員名簿）

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

#### （退 会）

第11条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
  - 2 死亡
  - 3 総社員の同意
  - 4 除名
- ② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

#### （招 集）

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 13 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第 16 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 17 条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第 4 章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第 19 条 当法人の理事の員数は、3 名以上 12 名以内とする。

(理事の資格)

第 20 条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第 21 条 当法人の監事の員数は、1 名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第 22 条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第 23 条 当法人に代表理事 1 名以上を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

② 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。

(理事及び監事の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第 5 章 理事会

(招 集)

第 26 条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第 27 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 28 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 29 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 30 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示

示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第 31 条 代表理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（理事会議事録）

第 32 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 6 章 評議員

（評議員の設置）

第 33 条 当法人は、理事会の傘下に、評議員を置く。

（評議員の選任・任期および解任）

第 34 条 評議員の選任は、代表理事の推薦に基づき、理事会が決定する。

- ② 評議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 評議員として不適格とみなされる合理的な理由・事実がある場合、理事会は、当該評議員を解任することができる。

（評議員の任務）

第 35 条 評議員は、理事会が承認した事業計画に関して、専門的知見からの指導・助言を行う。

## 第 7 章 計 算

（事業年度）

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から翌年 12 月 31 日までとする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第 37 条 代表理事は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第 38 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の 2 週

間前日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。